

各介護サービス事業所管理者 様

「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の取扱い

令和6年度介護報酬改定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」（山梨県が指定する介護サービス事業所分）については、下記のとおりです。

記

1 届出対象

- (1) 加算を新たに算定する場合
- (2) 届出内容に変更が生じる場合
- (3) 算定要件を満たさなくなった場合

2 届出期限

令和6年4月1日から適用となる報酬区分及び加算算定に係る「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」の届出期限は、特例的に令和6年4月15日（月）【必着】までとします。当該期限までに届出された場合に限り、令和6年4月1日（月）に遡って適用することといたしますので、期限を厳守の上、届出願います。

3 届出先

別添一覧表による

4 提出書類

WAM ネットの県からのお知らせの以下のページからダウンロードしてください。

「山梨県センター」→「県からのお知らせ」→「1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」

5 留意事項

- (1) 報酬改定により加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされず、「加算なし」該当になる場合がありますので、確認の上、確実に新たな算定区分で届け出るようお願いいたします。
- (2) 加算の現行算定区分が新たな算定区分とみなされる場合もありますが、基本的には新たな算定区分により届出をお願いいたします。
- (3) 既存の加算で算定要件が変更になる加算があります。要件を満たしているか必ずご確認ください。
- (4) 「高齢者虐待防止措置実施の有無」など、届出を行わないと「減算型」となってしまうものもありますので、確認の上、届出をお願いいたします。
- (5) 令和6年4月より新たに地域区分の変更該当する事業所については、変更になるのが、地域区分の変更のみであれば届出をする必要はありませんが、1(1)～(3)に該当する場合は、地域区分を変更の上、届出をお願いいたします。